⑷【キャッシュ・フロー計算書】㉙
⑸【附属明細表】㉚
2【主な資産及び負債の内容】㉛
3【その他】㉜
第5【提出会社の株式事務の概要】㉝
［表略］
第6【提出会社の参考情報】
1【提出会社の親会社等の情報】㉞
2【その他の参考情報】㉟
第二部【関係会社の情報】㊱
第三部【提出会社の保証会社等の情報】
第1【保証会社情報】
1【保証の対象となっている社債】㊲
2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㊳
［⑴・⑵　略］
3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】㊴
第2【保証会社以外の会社の情報】㊵
［1～3　略］
第3【指数等の情報】㊶
［1・2　略］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
⑴　一般的事項
［a～c　略］
d　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
［⑵～⑺　略］
⑻　株式等の状況
「⑵　新株予約権等の状況」を除き、第三号様式記載上の注意⑱及び㉒から㉖までに準じて記載すること。

⑷【キャッシュ・フロー計算書】㉛
⑸【附属明細表】㉜
2【主な資産及び負債の内容】㉝
3【その他】㉞
第5【提出会社の株式事務の概要】㉟
［同左］
第6【提出会社の参考情報】
1【提出会社の親会社等の情報】㊱
2【その他の参考情報】㊲
第二部【関係会社の情報】㊳
第三部【提出会社の保証会社等の情報】
第1【保証会社情報】
1【保証の対象となっている社債】㊴
2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㊵
［⑴・⑵　同左］
3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】㊶
第2【保証会社以外の会社の情報】㊷
［1～3　同左］
第3【指数等の情報】㊸
［1・2　同左］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
⑴　一般的事項
［a～c　同左］
d　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第5項若しくは第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
［⑵～⑺　同左］
⑻　株式等の状況
「⑺　ストックオプション制度の内容」を除き、第三号様式記載上の注意⑳から㉖までに準じて記載すること。